

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3003号から第3005号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3003号】
- (2) 「被相続人 A所有地 緑区特定町1 特定地番等に係る住居表示（旧新 新旧）対照表 緑区特定地区（特定町2～特定町8）の該当部分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3004号】
- (3) 「被相続人 A所有地（緑区特定町特定地番等）に係る地籍図ならびに簿冊（国土調査の成果物）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3005号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3003	令和3年5月18日	令和3年6月1日	令和3年6月22日	令和3年9月6日	個人	市長
3004	令和3年5月21日	令和3年6月3日	令和3年9月3日	令和3年9月30日	個人	市長
3005	令和3年5月21日	令和3年6月4日	令和3年9月3日	令和3年10月1日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3003	「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		例」という。)による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第7条第2項第2号に該当 ・ 変更前後の薬剤師氏名 (個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため本号本文に該当する。) 旧情報公開条例第7条第2項第4号に該当 ・ 法人代表者印の印影 (開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。)	
3004	「被相続人 A所有地 緑区特定町1 特定地番等に係る住居表示 (旧新 新旧) 対照表 緑区特定地区 (特定町2～特定町8) の該当部分」 (以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報非開示 横浜市個人情報の保護に関する条例 (平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第20条に該当 (本人開示請求権を審査請求人が有するとは認められないため。)	原処分妥当
3005	「被相続人 A所有地 (緑区特定町特定地番等) に係る地籍図ならびに簿冊 (国土調査の成果物)」 (以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報非開示 旧個人情報保護条例第20条に該当 (本人開示請求権を審査請求人が有するとは認められないため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3003	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《薬局の変更の届出に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第10条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。) 第16条第1項では、薬局開設者は、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名等を変更したときは、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事 (保健所を設置する市においては市長) に届け出なければならないことが、同条第2項ではこの届出は省令様式第6の変更届書により行うことが規定されている。</p> <p>また、薬剤師法 (昭和35年法律第146号) 第6条の規定により厚生労働省には薬剤師名簿が備えられており、薬剤師法施行令 (昭和36年政令第13号。以下「政令」という。) 第5条第1項及び第2項では、薬剤師は、氏名等に変更を生じたときは、30日以内に住所地の都道</p>

答申 番号	判断の要旨
3003	<p>府県知事を経由して厚生労働大臣に薬剤師名簿の訂正を申請しなければならないことが規定されている。なお、神奈川県の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号。以下「特例条例」という。）第3条及び別表第84項の規定により、当該申請に係る書類を受理して神奈川県知事に送付する事務は、横浜市が処理することとされている。</p> <p>横浜市においては、省令第6条第2項の変更届書の受理に関する事務は横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第3号の規定により、特例条例別表第84項の薬剤師名簿訂正申請書等の書類の経路に関する事務は同規則第19項第1号の規定により横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。</p> <p>《対象行政文書の特定について》</p> <p>実施機関が本件審査請求文書を特定して開示したことに對して、審査請求人は、対象行政文書の特定を誤っている旨を主張している。</p> <p>そこで、当審査会が本件請求に係る開示請求書を確認したところ、当該開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「薬剤師名簿の訂正 届出書」及び「根拠法令 薬剤師法施行令 第5条」との記載があることが認められた。そうすると、実施機関においては、審査請求人が政令第5条第1項の規定による薬剤師名簿の訂正に係る申請書類の開示を求めていることを了知し得たとも考えられる。</p> <p>《審査請求の利益について》</p> <p>審査請求人は薬剤師名簿訂正に係る申請書類の開示を求める旨主張するが、実施機関は本件請求に対して「令和2年度薬剤師名簿訂正申請書」を改めて特定して非開示決定（以下「追加非開示決定」という。）を行っており、仮に本件処分が取り消されても、追加非開示決定がなされている以上、当該申請書類が開示されることは考えられず、審査請求人には審査請求の利益が認められないので、本件審査請求は却下されるべきである。追加非開示決定に不服があるとしても、それは本件審査請求の対象ではない。</p> <p>なお、実施機関によれば、令和2年度薬剤師名簿訂正申請書は、上記特例条例の定めに従って横浜市で受理した後に神奈川県に送付しており、実施機関では保有していないため非開示としたとのことである。</p> <p>《結論》</p> <p>以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定についての審査請求は、却下すべきである。</p>
3004	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《住居表示に係る事務について》</p> <p>住居表示は全国的に実施されており、横浜市でも、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）及び横浜市住居表示に関する条例（昭和39年9月横浜市条例第95号）に基づいて進められている。</p> <p>横浜市では、住居表示実施以前の旧住所、住居表示実施時の居住者の氏名又は名称並びに新住所を記載した住居表示（旧新 新旧）対照表を作成している。当該住居表示（旧新 新旧）対照表は、住居表示実施時の居住者の氏名又は名称を除いて横浜市のホームページで公表されている。</p> <p>住居表示に係る事務のうち、住居表示台帳等の閲覧や写しの交付等に関することは、各区の総務部戸籍課で担当している。</p>

答申 番号	判断の要旨
3004	<p>《本件本人開示請求について》</p> <p>本件本人開示請求は、審査請求人がその被相続人であるAの所有地と主張する緑区特定町1特定地番等について、その住居表示（旧新 新旧）対照表の開示を求めたものである。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、緑区特定地区の住居表示（旧新 新旧）対照表のうち、Aの所有地に該当する部分である。実施機関は、本件保有個人情報は審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。</p> <p>《本人開示請求権について》</p> <p>ア 旧個人情報保護条例第20条第1項では、「何人も・・・当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。同項の「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいうところ、死者の個人情報は、生存する請求者にとって自分がその情報の本人となっている保有個人情報とはならないから、原則として、本人開示請求の対象とならない。</p> <p>イ 本件本人開示請求は、Aの所有地に関する情報について、その相続人であると主張する審査請求人が開示を求めたものである。</p> <p>死者の個人情報に関する旧個人情報保護条例の本人開示請求権の基本的な考え方は、実施機関が横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）を引用して説明するとおりである。また、そのほかに先例答申では、未成年者である自分の子に関する情報などについて、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象とすることが認められる場合もあるとしている。</p> <p>この考え方は、現時点においても基本的に妥当である。</p> <p>ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件保有個人情報はAの所有地に関するものであり、審査請求人本人の個人情報ではないため、原則として本件本人開示請求の対象とすることはできない。</p> <p>次に、本件保有個人情報は、Aの所有地に関する情報であることから、先例答申が本人開示請求の対象として例示する死亡した親の遺伝子情報、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報には当たらないし、本件本人開示請求に係る土地を審査請求人がAから相続したことを確認できる文書が審査請求人から提出されていないことから、先例答申が同様に例示する請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるものに当たるともいえない。</p> <p>また、本件保有個人情報は、上記イの「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等」に当たるともいえない。</p> <p>エ なお、死者の個人情報について本人開示請求ができる情報として、上記イのほか、本件本人開示請求の時点での「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」の旧個人情報保護条例第20条の運用欄においては、「他の制度において、遺族等が開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、これにも該当しない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>カ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報とは認められない。</p> <p>《結論》</p> <p>以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求について、審査請求人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。</p>

答申 番号	判断の要旨
3005	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《国土調査に係る事務について》</p> <p>環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）では、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。同条第5項では、地籍調査とは「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。」と定められている。</p> <p>地籍調査課では、作成した地図及び簿冊を神奈川県に送付し（法第18条）、成果の認証を求めている（法第19条第1項）。また、当該地図及び簿冊の写しを一般の閲覧に供している（法第21条第2項）。</p> <p>《本件本人開示請求について》</p> <p>本件本人開示請求は、審査請求人がその被相続人であるAの所有地と主張する緑区特定町特定地番等について、国土調査の成果物である地籍図及び簿冊の開示を求めたものである。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、緑区特定地区の被相続人Aの所有地に係る地籍図及び簿冊である。実施機関は、本件保有個人情報は審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。</p> <p>《本人開示請求権について》</p> <p>ア 旧個人情報保護条例第20条第1項では、「何人も・・・当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。同項の「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいうところ、死者の個人情報は、生存する請求者にとって自分がその情報の本人となっている保有個人情報とはならないから、原則として、本人開示請求の対象とならない。</p> <p>イ 本件本人開示請求は、Aの所有地に関する情報について、その相続人であると主張する審査請求人が開示を求めたものである。</p> <p>死者の個人情報に関する旧個人情報保護条例の本人開示請求権の基本的な考え方は、実施機関が横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）を引用して説明するとおりである。また、そのほかに先例答申では、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象とすることが認められる場合もあるとしている。</p> <p>この考え方は、現時点においても基本的に妥当である。</p> <p>ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件保有個人情報はAの所有地に関するものであり、審査請求人本人の個人情報ではないため、原則として本件本人開示請求の対象とすることはできない。</p> <p>次に、本件保有個人情報は、Aの所有地に関する情報であることから、先例答申が本人開示請求の対象として例示する死亡した親の遺伝子情報、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報には当たらないし、個人情報本人開示請求書とともに改製原戸籍謄本が提出されているものの、本件本人開示請求に係る土地を審査請求人がAから相続したことを確認できる文書が審査請求人から提出されていないことから、先例答申が同様に例示する請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報</p>

答申 番号	判断の要旨
3005	<p>報と認められるものに当たるともいえない。</p> <p>また、本件保有個人情報、上記イの「社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等」に当たるともいえない。</p> <p>エ なお、死者の個人情報について本人開示請求ができる情報として、上記イのほか、本件本人開示請求の時点での「横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引」の旧個人情報保護条例第20条の運用欄においては、「他の制度において、遺族等に開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、これにも該当しない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>カ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報とは認められない。</p> <p>《結論》</p> <p>以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求について、審査請求人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号及び第6号省略）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)

(本人開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 法令の定めるところにより代理権を有する者その他規則で定めるもの(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「本人開示請求」という。)をすることができる。

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

(経過措置)

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881